

令和2年11月26日、大雪時の立ち往生・放置車両発生を想定し、緊急車両の災害対策基本法に基づき、立ち往生車両等の移動訓練を実施しました。

訓練には、京都国道事務所職員と管内道路維持工事業者、合わせて42名が参加し、立ち往生車両等の移動手順について確認し、迅速な道路啓開作業が行えるよう、現場対応能力の向上を図りました。

- ・実施日 : 令和2年11月26日(木)14:30~15:20
- ・場所 : 京都府亀岡市篠町王子地先 参加人数:42名
- ・想定事象:大雪により立ち往生・放置車両が発生
- ・訓練の流れ:
 - ①災害対策基本法に基づき、道路啓開作業を行う。
区間を指定、周知。通行止めを実施。
 - ②立ち往生車両等への移動命令
 - ③道路管理者による立ち往生車両等の移動
 - ④通行止めの解除



通行止め看板
の設置



放置車両への移動命令
(職員による周囲への呼びかけ)



立ち往生車両への移動命令
(職員による運転手への説明)



標識車による、牽引ロープを用いた
トラックの移動

車両移動により
緊急車両の通行空間を確保



参加者による、ゴージャッキを用いた
乗用車の移動